

京都市の都市公園における行為許可基準

京都市都市公園条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づく行為の許可に係る基準は、下記のとおりである。

なお、本基準は、都市公園法（以下「法」という。）第7条第1項第6号に規定する仮設工作物を設けて都市公園を占用しようとする者のうち、条例第4条の規定に基づき、条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しないとされた者その他これに相当する者として市長が認めるものについても適用するものとする。

記

1 審査基準

（1）共通基準

- ア 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。
- イ 公園施設を破損し、又は汚損するおそれがないこと。
- ウ 騒音等により公園の静けさを損なわないこと。
- エ 事故が発生するおそれがないこと。
- オ 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けるおそれがないこと。
- カ 都市公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- キ 公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- ク 公共の福祉、公序良俗等に反するものでないこと。
- ケ 専ら私的な利益を目的としていないこと。

（2）個別基準

ア 業として写真又は映画を撮影する場合

- (ア) 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。
- (イ) 都市公園で行われる写真又は映画の撮影として不適当な内容でないこと。

イ 興行を行う場合

- (ア) 専ら営利を目的とした興行でなく、都市公園で行われる行為として不適当な内容でないこと。
- ウ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する場合

- (ア) 公共性又は公益性に欠け、参加者等を不当に制限する催し物でないこと。
- (イ) 専ら営利を目的とした催しでないこと。

2 許可に関する条件

前項の基準に基づき行為の許可又は占用の許可を受けた者が、次の各号に掲げる行為を行う場合の条件は、次のとおりである。

- (1) 物品の販売又は頒布
 - ア 物品の販売又は頒布を行わないこと。ただし、次の(ア)から(ク)までの団体が実施する地域の公益を目的とすることが明らかである興行又は催しに付随するものその他市長が特別に認めるものについては、この限りでない。
 - (ア) 本市又は本市行政機関
 - (イ) 国又は他の地方公共団体その他公共団体（健康保険組合、住宅供給公社、独立行政法人等をいう。）
 - (ウ) 公共的団体（社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、森林組合、産業経済団体、厚生社会事業団体等をいう。）
 - (エ) 地元団体（町内会、子供会その他地縁による団体及び本市が認定した公園愛護協力会（行為を行う公園を対象として結成されたものに限る。）をいう。）
 - (オ) 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等をいう。）、保育所等
 - (カ) 当該催しが実施される公園の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
 - (キ) 国又は地方公共団体の後援名義等を取得して興行又は催しを実施する団体
 - (ク) (キ) に相当するものとして市長が特別に認める団体（ただし、当該団体にあっては、建設局が所管する公園において実施するものを除く。）
 - イ 物品の内容、種類及び価格が都市公園内での販売として不適当な内容でないこと。
- (2) 募金、署名等
 - ア 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。
 - イ 公共の福祉に反しないものであり、公園でこれらの行為が行われる十分な

必要性があること。

(3) はり紙、はり札その他の広告物

- ア 公園又は公園施設の管理上支障を及ぼすおそれがないもの。
- イ 公序良俗に反しないもの。
- ウ 法令（条例を含む。）の規定に違反しないもの。
- エ その他公園の設置目的に照らして適當と認められるもの。

3 受付期間

別に定める公園を除き、隨時、申請を受け付け、使用日時が重なる申請があった場合は、受付順位により決定するものとする。

4 標準処理期間

申請があつた日の翌開庁日から起算して14日とする。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

5 その他

この基準において別に定めることとされている事項及びこの基準の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この改正による改正後の京都市建設局の都市公園における行為許可基準2（1）の規定は、この改正の施行の日以後に受け付ける申請のうち、令和5年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。